

NEWS

事業主対象の安全衛生教育研修開催

- ・日 時：令和5年3月8日（水）
午後2時
- ・場 所：名古屋国際会議場
211・212展示室(名古屋市熱田区)
- ・参加者：64名

（一社）愛知県産業資源循環協会は、令和5年度を初年度とした、5年間で期間とする第三次産業廃棄物処理業における労働災害防止計画を策定し、死亡者は1人以下、休業4日以上死傷者は平成24年から26年の実績平均に比べ20%以上削減することを目指すと共に、経営者の意識改革及び安全衛生規程を策定している会員数の増加を重点目標に定め、「事業主対象の安全衛生教育研修」を開催しました。

開会の挨拶は安全衛生委員会の伊藤泰雄委員長が述べられ、研修が始まりました。

第1部講演

演題「産業廃棄物処理業における安全衛生規程について」

*講演内容の項目は「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」第8版
(公社) 全国産業資源循環連合会安全衛生委員会 著を引用

講師：(株) ダイセキ 安全管理部

参与 山本彰弘氏



講演をする山本参与

研修は安全衛生規程とは何か、と始まり、必ず作成するのかわでは、義務ではないが定めた方が効果的であり、計画的・継続的に実施すれば労働者の安全と衛生を確保できるツールであるとのことでした。

また、自社の規程を作成するためには、自社の業態や作業内容を再確認し、「規程」という「文書」として明らかにして、労使が一体となっ

た活動の指針となります。

・第2章 安全衛生管理体制（5条～13条）

人員規模によって法で求められる管理体制が異なるため、自社に必要な安全管理体制を確認する。

・第3章 安全衛生教育、就業制限等（14条～17条）

雇い入れ時の教育、特別教育や産廃処理業に従事するには資格が必要であるため、自社で関係する業務を洗い出しする。

・第4章 作業環境管理等（18条～24条）

安全衛生保護具（20条）は作業員自らを守る最後の砦である。

・第6章 安全衛生管理共通基準（28条～63条）

5Sの実施、安全の三原則

・第7章 収集運搬作業の安全衛生管理基準

・第8章 中間処理作業の安全衛生管理基準

・第9章 最終処分作業の安全衛生管理基準

第2部講演

演題：「インボイス制度について」

講師：菱田裕之税理士事務所 菱田裕之氏

講演では、①なぜインボイスが必要なのか？ ②インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入で何が変わる？ ③インボイス制度はいつから導入される？ ④登録準備をはじめよう！ ⑤免税事業者の準備 ⑥2割特例とは？ ⑦登録番号とは？ ⑧インボイスの種類と記載事項 ⑨適格請求書発行事業者の義務 ⑩仕入税額控除の要件 ⑪農協特例とは？ ⑫立替金と口座振替家賃 ⑬税額の計算方法が変わります！ ⑭登録の取消しはどうする？等について、解説をされました。



講演をする菱田税理士

講演後、堀部隆司専務理事の閉会の挨拶が述べられ閉会となりました。